

別表1（第4条関係）

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）において分類された業種区分
<p>大分類I - 卸売業、小売業のうち</p> <p>（1）中分類56 - 各種商品小売業</p> <p>（2）中分類57 - 織物・衣服・身の回り品小売業</p> <p>（3）中分類58 - 飲食料品小売業</p> <p>（4）中分類59 - 機械器具小売業</p> <p>（5）中分類60 - その他の小売業</p>
<p>大分類M - 宿泊業、飲食サービス業のうち</p> <p>（1）中分類76 - 飲食店</p> <p>（2）中分類77 - 持ち帰り・配達飲食サービス業</p>
<p>大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち</p> <p>（1）中分類78 - 洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>（2）中分類79 - その他の生活関連サービス業</p> <p>大分類O - 教育、学習支援業 中分類82 - その他の教育、学習支援業のうち</p> <p>（1）小分類823—学習塾</p> <p>（2）小分類824—教養・技能教授業</p> <p>大分類P—医療、福祉 中分類83—医療業のうち</p> <p>（1）小分類835—療術業</p> <p>（2）小分類836—医療に附帯するサービス業</p>
<p>その他</p> <p>町長が必要と認める事業</p>